

2013年5月10日

原子力規制庁

安全規制管理官(PWR・新型炉担当)付

パブコメ担当 御中

一般社団法人 日本電機工業会

専務理事 海老塚 清

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関連規則の整備等に関する規則(案)等に関する
内規に対する意見

○意見/理由

この度原子力規制委員会より提示された原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関連規則等の整備に関する規則(案)等は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような事故を二度と起こさないようにするためにも、非常に重要な意義を持っております。

原子炉施設等の高い安全性が確保され、有効に維持されるために、当該規則等は最新の科学的根拠に基づくものであることはもとより、技術の進歩に対しても柔軟性を持ち、産業界の不斷の改善が反映されやすいものとすることが重要と考えます。

1. 文書49「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」では、いわゆる日本原子力学会標準の「PLM基準2008年版」の適用を認めていますが、最新の運転経験や高経年化技術評価報告書の知見を纏めた追補が各々発行(2010年、2011年、2012年)されています。従い、今後も本PLM基準はもちろんのこと、規制側と学協会等の民間側とが最新の知見を議論し、意見を収集することにより、継続的に内規や解釈に反映できるような仕組みが必要と考えます。
2. 運転延長許認可制度等の規制制度が新たに導入され、今後運用していくためには、既に運転認可更新の制度が運用されている国の規制機関等との情報交換を行うことが有効と考えます。そのような取組みを行うことにより、実効的な規制になると考えます。
3. 継続的に原子力安全を向上させていくためには、原子力発電所の設計や運転の知見を有する原子力産業界側が自ら、要求された性能を満足させるための具体的な手段、方法について検討を重ね、原子力安全技術を高めていくことが不可欠と認識しております。そのためには、新規制基準の根拠や考え方方が十分に明示されていることが不可欠であり、現状の案において不明確な部分がある場合、将来的に改善されることを要望します。

以上の点を考慮頂き、日本電機工業会としては、規則等が発行された後に審査が遅滞なく進められ、外部事象等に対する高い安全性を確保した発電炉が順次着実に再稼働されることにより、

経済的で安定的な電力の供給が行われ、産業の振興、国際競争力の維持・向上、雇用の確保、国民生活の維持・向上はもとより、我が国原子力政策の礎となる原子力技術基盤の維持及び人財の確保・育成等が図られることを期待します。

以上